



平成 17 年 4 月 18 日

各 位

本店所在地 岡山県岡山市今村650番111  
会社名 株式会社 ティー  
代表者の役職名 代表取締役社長 大橋 康宏  
(JASDAQ・コード 7610)  
問い合わせ先 執行役員経営企画部長 片山 靖浩  
電話番号 03-5408-5542(代表)

## ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 4 月 18 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することにつき承認を求める議案を、平成 17 年 5 月 26 日開催予定の当社第 15 期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件(無償)をもって新株予約権の発行を必要とする理由

当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、且つ、従業員の経営参加意識の向上を図ることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権は、ストックオプションの目的で発行するため、下記要領に記載のとおり無償で発行し、新株予約権行使時に払込をすべき金額は下記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社並びに当社子会社(証券取引法第 166 条第 5 項に規定される子会社)の取締役、監査役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 12,000 株を上限とする。

なお、行使価額(5)に定義される。)の調整が行われた場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

##### (3) 発行する新株予約権の総数

12,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株)

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、以下に定める株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社株式普通取引の最終価格の平均値に 1.1 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の発行日の最終価格（取引が成立しない場合はその前日の最終価格）を下回る場合は、当該最終価格とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く）するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1 株当たりの払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることを要する。

権利の質入その他の処分及び相続は認めない。

その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

( 8 ) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案及び株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受ける者が、前記(7)の規定により新株予約権の全部又は一部につき、権利を行使することができなくなった場合には、当該新株予約権を無償で消却することができる。

その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

( 9 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 5 月 26 日(木曜日)開催予定の当社第 15 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上